

公告（個別事項）

下記のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

なお、各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は、別に共通事項として示すものとし、この個別事項と共通事項において重複して定められた事項がある場合は、この個別事項に記載する事項を優先します。

令和8年10月30日

高知県知事

記

第1 入札に付する事項

1 工事名（工事番号）	桐見ダム堰堤改良表面取水設備他機側操作盤更新工事（堰改第3-1号）
2 工事場所	高知県高岡郡越知町五味
3 工事の概要	高知県高岡郡越知町五味地内の桐見ダムにおける機側操作盤更新工事 桐見ダム機側操作盤更新 表面取水ゲート機側操作盤 1面 利水放流バルブ機側操作盤 1面
4 工事完成期限	令和10年1月31日
5 予定価格	事後公表
6 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う。
7 落札方式	施工体制確認型総合評価方式（企業評価型） 事業者及び配置予定技術者の技術評価を行い、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する。
8 入札手続	高知県電子入札システムによる。
9 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、入札の公告（共通事項）（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格の要件	建設工事の種類	鋼構造物工事
2 特定建設業許	指定しない。ただし、下請契約の請負代金の額の合計額が5,000万円（建築一式	

可の要件	<p>工事にあつては、8,000万円）以上となる場合には、鋼構造物工事に關し、特定建設業許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項第2号）を受けている者であること。</p>
3 営業所の拠点	<p>次の1又は2のいずれかを満たす者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における鋼構造物工事の格付けがA等級の者であつて高知県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者。 2 建設業法第2条第1項に規定される鋼構造物工事において令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の鋼構造物工事のうち鋼橋上部工の総合評定値（総合評点）が1,000点以上の者。 <p>なお、当該審査の基準日は、申請書の提出日以前1年7月以内の日（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、審査基準日が手続開始決定日以降であり、かつ、申請書の提出日以前1年7月以内の日）であること。</p> <p>また、総合評定値（総合評点）は、高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書に記載されている総合点数とは異なるものであるもので、注意すること。</p>
4 施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 鋼構造物工事でダム用水門扉工（管理橋や階段等の付属設備を除く）の製作・据付に関する工事であること。 5 施工場所が高知県内であること。
5 配置予定技術者	<p>次の要件を満たす主任技術者又は、監理技術者を当該工事に配置できること。なお、請負代金が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上となる場合の主任技術者等は専任で配置すること。また、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定及び建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の5の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項に示す質疑の方法に準じて申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p>
資格等	<ol style="list-style-type: none"> 1 主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。監理技術者にあつては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有し、かつ、鋼構造物工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 2 この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き雇用されている者であること。なお、専任配置が必要な場合には、申請時において3か月以上雇用されている者であること。 3 いわゆる経營業務の管理責任者（建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）でないこと（許可業種は問わない）。
従事実績	<p>指定しない。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から令和8年11月10日（火）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く日の午前8時から午後8時まで）。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は、最終日の午後5時とする。
	提出方法	共通事項で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページに掲載する。 入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/ 又は中央西土木事務所ホームページ https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170107/
2 設計図書の閲覧方法		入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
3 設計図書等の質疑	提出方法	入札情報システム https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/
	提出期限	令和8年11月11日（水）午後5時
	回答期限	令和8年11月16日（月）
4 入札書の提出	入札期間	令和8年11月16日（月）から令和8年11月20日（金）までの電子入札システム稼働時間中（閉庁日を除く午前8時から午後8時まで）。ただし、最終日の提出期限は午後5時までとする。 なお、入札期間初日においては、質疑回答後入札開始とする。
	入札方法	共通事項で定める。
5 開札予定	日時	令和8年11月24日（火）午前9時から
	場所	高知県中央西土木事務所（※第6）
6 追加書類（落札候補者のみ）	提出先	高知県中央西土木事務所（※第6）
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時（いずれの日も閉庁日を除く）。

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は、下表のとおりとする。

（1） 同種・類似工事の要件（一契約ですべての要件を満たすこと。）

評価区分	要件
企業の評価	1 実績については平成28年度以降に、成績評定については令和3年度以降に元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 工事の発注者が国又は地方公共団体等であること。 3 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 4 鋼構造物工事でダム用水門扉工（管理橋や階段等の付属設備を除く）の製作・据付に関する工事であること。 5 施工場所が高知県内であること。

配置予定技術者の評価	<p>1 企業の評価に掲げる要件を満たす工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態と施工場所は問わない。</p> <p>2 従事役職は現場代理人、監理技術者、専任特例2号による監理技術者（旧「特例監理技術者」）、監理技術者補佐、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工において発注者から監理技術者若しくは主任技術者以外で専任配置を義務づけられた技術者に限る。ただし、「同種・類似工事の従事実績の有無」に限り、担当技術者を含む。</p> <p>3 従事期間が工期の半分以上を超えていない場合は、評価対象としない。ただし、従事状況によっては、工事の着手日及び合格通知日等により判断する場合がある。</p>
------------	--

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成28年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	実績 有	10点
	実績 無	0点
同種・類似工事の成績評定 (令和3年度以降) ※高知県発注工事の成績評定点。ただし、高知県発注工事の実績がない場合は、国土交通省発注工事の成績評定点とする。 ※評価対象から除外する工事について、(5)を参照。	成績評定点 80点以上	15点
	〃 78点以上 80点未満	12.5点
	〃 76点以上 78点未満	10点
	〃 74点以上 76点未満	7.5点
	〃 72点以上 74点未満	5点
	〃 70点以上 72点未満	2.5点
	〃 70点未満	0点
直近の成績評定の最低点 (前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定点 65点未満 無	0点
	〃 有	-5点
合計	25点（合計点を6点に換算。）	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の従事実績の有無 (平成28年度以降)	主任（監理）技術者等又は現場代理人としての実績 有	10点
	担当技術者としての実績 有	5点
	実績 無	0点

同種・類似工事の成績 評定 (令和3年度以降) ※高知県発注工事の成績 評定点。ただし、高知県発 注工事の実績がない場合 は、国土交通省発注工事の 成績評定点とする。	成績評定点	80点以上	15点
	〃	78点以上 80点未満	12.5点
	〃	76点以上 78点未満	10点
	〃	74点以上 76点未満	7.5点
	〃	72点以上 74点未満	5点
	〃	70点以上 72点未満	2.5点
配置予定技術者の 資格	鋼構造物工事に関する1級国家資格を有する		10点
	上記以外の資格を有する		0点
合計		35点（合計点を4点に換算。）	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	5 点	・ 開札後、低入札に該当した者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・ 低入札に該当しなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」（満点）とする。
	可	2 点	
	不可	0 点	
施工体制確保の確実性	良	5 点	
	可	2 点	
	不可	0 点	
合計	10点		

(5) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降次の各号のいずれかに該当することとなった工事については、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」において、評価の対象としないものとする。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により課徴金納付命令（独占禁止法第7条の2第1項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について課徴金の納付を命じない旨の通知（独占禁止法第7条の2第18項の規定によるもの）を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により公正取引委員会の排除措置命令において違反行為者として認定されたが、法人の解散等により課徴金納付命令等の名宛人となっていない場合において、公正取引委員会が発した文書を受けて違反工事が特定されたことにより不法行為に基づく損害賠償請求の対象となった工事
- ④ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子 ファイルで添付 する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1) 2 企業の評価項目一覧表(様式5) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表(様式6)
入札時に 電子ファイルで 添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が 提出する書類) ※持参又は郵送	1 同種工事の施工実績(様式2)及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿(様式3) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者の重複について(様式4) (※該当する場合のみ。) 4 令和8年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 5 特定建設業許可の写し(※該当する場合のみ。) 6 総合評価方式関係資料 表紙 7 様式5の挙証資料(様式7-1を含む。) 8 様式6の挙証資料(様式8を含む。)

第6 入札実施機関(問い合わせ先)

〒781-2110 高知県吾川郡いの町1381

高知県中央西土木事務所 総務課

電話 088-893-2149

FAX 088-893-3513

E-mail ec170107@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 低入札価格調査における失格基準
低入札価格調査の失格調査において、低入札者の工事費内訳書の記載内容が次の失格基準のいずれかを下回るときは、失格とする。
 - 直接工事費 設計金額の85%
 - 共通仮設費 設計金額の80%
 - 現場管理費 設計金額の90%
 - 一般管理費等 設計金額の68%
 - 直接製作費 設計金額の85%
- 質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。
- この工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設事業者でないこと。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領(平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知)第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

- 6 下記業務の受注者（業務に従事する技術員の派遣元及び出向元並びに再下請先を含む。以下同じ。）及び下記業務の受注者と資本面・人事面で関係があると認められる者は、本工事の入札に参加（本工事の下請けを含む。）することができない。

上記に該当することになった者は、直ちに当該事実を申し出るものとする。

また、資本面・人事面で関係があるとは、下記に該当するものをいう。

- (1) 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
- (2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

【対象業務】

支援第07-1号 中央西土木事務所 越知事務所 工事監督支援委託業務

- 7 本工事は、週休2日制工事実施要領における「週休2日制工事（月単位）」の対象工事である。
- 8 本工事において、建設業法第26条第3項第2号に規定する監理技術者（以下、「専任特例2号による監理技術者」という。）の配置を行う場合の要件については、特記仕様書の規定によるものとする。落札決定後、配置予定の専任特例2号による監理技術者が同要件を満たさないことが判明したときは、契約を締結しない場合がある。